

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>I. 基本的考え方</u></p> <p>I-1 金融商品取引業者等の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-2 金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方 上記を踏まえると、金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保 監督当局及び金融商品取引業者等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。従って、金融商品取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。 更に、多様化する金融商品取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。特に、国際的に活動する金融商品取引業者グループ(IV-2-6に定義するものをいう。)については、金融商品取引業者単体の監督と併せ、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行う必要がある。 また、金融商品取引業者等の監督において、金融商品取引法(以下「金商法」という。)上に規定されている自主規制機関である金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)や金融商品取引所は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督上の連携を密接に行う必要がある。</p>	<p><u>I. 基本的考え方</u></p> <p>I-1 金融商品取引業者等の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-2 金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方 上記を踏まえると、金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保 監督当局及び金融商品取引業者等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。従って、金融商品取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。 更に、多様化する金融商品取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。特に、国際的に活動する金融商品取引業者グループ(IV-5に定義するものをいう。)については、金融商品取引業者単体の監督と併せ、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行う必要がある。 また、金融商品取引業者等の監督において、金融商品取引法(以下「金商法」という。)上に規定されている自主規制機関である金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)や金融商品取引所は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督上の連携を密接に行う必要がある。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について <u>財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、金商法第56条の2第1項の規定に基づき次に掲げるモニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。</u></p> <p>【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】</p> <p>① 自己資本規制比率の状況 ② 業務、経理の状況 ③ 顧客資産の分別管理の状況 ④ 市場リスク ⑤ 取引先リスク ⑥ オペレーショナル・リスク ⑦ 流動性リスク</p> <p>【国内所在の金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に係る募集・私募又は募集の取扱い・私募の取扱いを行う者へのモニタリ</p>	<p>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について</p> <p>① <u>オフサイト・モニタリングの一環として、金融商品取引業者等に対して、以下の事項に関し、金商法第56条の2第1項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。</u></p> <p>② <u>財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、モニタリング調査表の提出を受けた場合は、金融庁長官が示す取扱要領により、オフサイト・モニタリング報告に係る事務を行うものとする。また、具体的な事務については、財務局担当課室は、金融庁担当課室との十分な連携によりこれを行うものとする。</u></p> <p>【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】</p> <p>① 自己資本規制比率の状況 ② 業務、経理の状況 ③ 顧客資産の分別管理の状況 ④ 市場リスク ⑤ 取引先リスク ⑥ オペレーショナル・リスク ⑦ 流動性リスク</p> <p>【ファンドの募集等を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>ング（ファンド毎に実施）】</u></p> <p>① <u>ファンド名</u></p> <p>② <u>ファンドの種類</u></p> <p>③ <u>投資対象</u></p> <p>④ <u>運用財産額又は運用財産予定額</u></p> <p>⑤ <u>募集等額</u></p>	<p>① <u>ファンド名</u></p> <p>② <u>業者区分</u></p> <p>③ <u>取り扱う業務</u></p> <p>④ <u>ファンドの形態</u></p> <p>⑤ <u>運用期間に関する事項</u></p> <p>⑥ <u>販売形態</u></p> <p>⑦ <u>権利者（金商法第2条第2項第5号又は6号に掲げる権利を有する者をいう。Ⅱ-1-1（4）及びⅨ-1-2において同じ。）に関する事項</u></p> <p>⑧ <u>直近1年間の募集等の額</u></p> <p>⑨ <u>運用財産額に関する事項</u></p> <p>⑩ <u>純財産額に関する事項</u></p> <p>⑪ <u>商品分類に関する事項</u></p> <p>⑫ <u>投資対象に関する事項</u></p> <p><u>（注）モニタリング調査表の提出を求める対象となる「ファンドの募集等を行う者」とは、以下の者をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るものの募集又は私募を業として行う者（上記⑦・⑨～⑫の事項を除く。）</u> • <u>金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券及び同項第11号に規定する投資証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者（上記⑦・⑨～⑫の事項を除く。）</u> • <u>金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券及び同項第11号に規定する外国投資証券のうち、外国投資法人の発行する投資証券に類する証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者（上記⑦の事項を除き、⑨～⑫の事項は、日本証券業協会規則「外国証券の取引に関する規則」第</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>【国内所在の金商法第2条第8項第15号ハの業務を行う者及び定義府令第16条第1項第10号ホの届出を行っている者へのモニタリング（ファンド毎に実施）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ファンド名 ② ファンドの種類 ③ 投資対象 ④ 運用財産額 ⑤ 純財産額 ⑥ 自己・受託の別 	<p>21条第3項に規定する代行協会員が設置されている場合にあつては、当該代行協会員に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募を業として行う者</u> • <u>金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集の取扱い又は私募の取扱いを業として行う者</u> <p>【ファンドの運用を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ファンド名 ② 業者区分 ③ 取り扱う業務 ④ ファンドの形態 ⑤ 運用期間に関する事項 ⑥ 権利者に関する事項 ⑦ 運用財産額に関する事項 ⑧ 純財産額に関する事項 ⑨ 商品分類に関する事項 ⑩ 投資対象に関する事項 <p>（注1）モニタリング調査表の提出を求める対象となる「ファンドの運用を行う者」とは以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>金商法第2条第8項第12号イに掲げる契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を業として行う者</u> • <u>金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う者</u> • <u>金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に関する投資と</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。 なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行なっている者についても、これに準じた対応をすることとする。</p> <p>① 苦情等の受付 投資者等から無登録で金融商品取引業を行っている者に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容（業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等）を聴取した上、次により対応する。</p> <p>イ. 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する（その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする）。</p> <p>ロ. 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。</p> <p>ハ. 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められ</p>	<p><u>して、金商法第2条第8項第15号ハに掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を業として行う者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第16条第1項第10号ホの届出を行っている者</u> <p><u>（注2）金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関（信託兼営金融機関）が行う業務のうち、金商法第2条第8項第14号及び第15号に掲げる行為（これらの規定の金銭その他の財産を信託財産として所有して行うものに限る。）を行う業務に関するものは、対象とならないことに留意する。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。 なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行なっている者についても、これに準じた対応をすることとする。</p> <p>① 苦情等の受付 投資者等から無登録で金融商品取引業を行っている者に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容（業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等）を聴取した上、次により対応する。</p> <p>イ. 他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する（その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする）。</p> <p>ロ. 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。</p> <p>ハ. 情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>た場合には、情報提供者に不利益が及ばないよう留意する。</p> <p>二. 無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう懇請する。</p> <p>ホ. 「管理台帳（<u>監督指針別紙Ⅱ-6</u>）」を作成し、投資者からの苦情・照会内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。</p> <p>② <u>無登録で業を行っていることが判明した場合</u> 直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で業を行っていることが判明した場合には、次により対応する（<u>捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く</u>）。</p> <p>イ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。</p> <p>ロ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに止めよう<u>監督指針別紙Ⅱ-4及びⅡ-5</u>により文書による警告を行う。</p> <p>③ <u>無登録で業を行っている</u>と断定するまでには至らない場合 実態把握の結果、当該業者が無登録で業を行っている<u>と判明するまでには至らない場合</u>であっても、<u>行っているおそれがあると判断される場合には、監督指針別紙Ⅱ-5</u>により文書による警告を行う（<u>捜査当局による捜査に支障が出る場合は除く</u>）。</p>	<p>た場合には、情報提供者に不利益が及ばないよう留意する。</p> <p>二. 無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう懇請する。</p> <p>ホ. 「管理台帳（<u>別紙様式Ⅱ-6</u>）」を作成し、投資者からの苦情・照会内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。</p> <p>② <u>無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合</u> 直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、<u>別紙様式Ⅱ-5</u>による文書の発出を行い、次により対応する。</p> <p>イ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。</p> <p>ロ. 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに止めよう<u>別紙様式Ⅱ-4</u>により文書による警告を行う。 <u>なお、別紙様式Ⅱ-5による文書の発出を行うまでもなく、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明している場合にあっては、直ちに別紙様式Ⅱ-4</u>により文書による警告を行うこととする。</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>— 警告を発したにもかかわらず是正しない場合 <u>監督指針別紙Ⅱ－４</u>による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>— 金融庁への報告 「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。</p>	<p>— 警告を発したにもかかわらず是正しない場合 <u>別紙様式Ⅱ－４</u>による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</p> <p>— 金融庁への報告 「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。 <u>(注) 無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに、捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。</u></p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(8) (略)</p>
<p>Ⅱ－６ 準用</p>	<p>Ⅱ－６ 準用</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融商品仲介業者への準用 金融商品仲介業者に係る事務処理については、Ⅱ－１－１(6)及び(7)(③から⑥までに限る。)、Ⅱ－１－３、Ⅱ－１－５、Ⅱ－２、Ⅱ－３、Ⅱ－４並びにⅡ－５の各規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</p> <p>① 管轄財務局長との連絡調整 <u>財務局長は、金融商品仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長との連絡調整については、Ⅱ－１－２(2)①及び②を準用するほか、次の点に留意するものとする。</u> イ. 財務局長は、金融庁長官及び他の財務局長が所管する金融商品</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融商品仲介業者への準用 金融商品仲介業者に係る事務処理については、Ⅱ－１－１(6)及び(7)、Ⅱ－１－３、Ⅱ－１－５、Ⅱ－２、Ⅱ－３、Ⅱ－４並びにⅡ－５の各規定に、<u>金融商品仲介業者の監督事務に係る管轄財務局長との連絡調整については、Ⅱ－１－２(2)①及び②の規定に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。</u></p> <p>— 財務局長は、金融庁長官及び他の財務局長が所管する金融商品取引業者等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の監督にあたっては、当該所属金融商品取引業者等を所管する金融庁長官又は財務局長に、当該所属金融商品取引業者等の監督に資するた</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>取引業者等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の監督にあたっては、当該所属金融商品取引業者等を所管する金融庁長官又は財務局長に、当該所属金融商品取引業者等の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</p> <p>ロ. 財務局長は、管轄する区域に、他の財務局長が所管する金融商品仲介業者の営業所又は事務所が所在する場合には、当該金融商品仲介業者を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	<p>め必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</p> <p>財務局長は、管轄する区域に、他の財務局長が所管する金融商品仲介業者の営業所又は事務所が所在する場合には、当該金融商品仲介業者を所管する財務局長に、当該金融商品仲介業者の監督に資するため必要な情報を提供するなど、連携に努めるものとする。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>
<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続 (共通編)</p> <p>Ⅲ-2 業務の適切性 (共通編)</p> <p>Ⅲ-2-3 勧誘・説明態勢</p> <p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢</p> <p>金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注) なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続 (共通編)</p> <p>Ⅲ-2 業務の適切性 (共通編)</p> <p>Ⅲ-2-3 勧誘・説明態勢</p> <p>Ⅲ-2-3-4 顧客に対する説明態勢</p> <p>金融商品取引の中には、相当程度の専門知識が要求されるものがあるが、一般顧客は必ずしも専門知識や経験等が十分ではないと考えられることから、金融商品取引業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。従って、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注) なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。</p> <p>(1) (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(2) 説明書類に係る留意事項</p> <p>① 金商法第46条の4又は第47条の3に規定する説明書類(Ⅲ-2-3-4(2)、Ⅲ-3-1(9)において「説明書類」という。)については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。</p> <p>② 説明書類については、各金融商品取引業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。</p> <p>③ 説明書類については、法令に規定する事項に、各金融商品取引業者の判断で、開示すべき事項を追加することは妨げないものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 説明書類に係る留意事項</p> <p>① 金商法第46条の4又は第47条の3に規定する説明書類(Ⅲ-2-3-4(2)、Ⅲ-3-1(9)及びⅤ-2-2-2(2)において「説明書類」という。)については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するものとする。</p> <p>② 説明書類については、<u>必要に応じ</u>、各金融商品取引業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。</p> <p>③ 説明書類については、法令に規定する事項に、各金融商品取引業者の判断で、開示すべき事項を追加することは妨げないものとする。</p> <p>(3) (略)</p>
<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</u></p>	<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続(第一種金融商品取引業)</u></p>
<p>IV-1 経営管理(第一種金融商品取引業)</p>	<p>IV-1 経営管理(第一種金融商品取引業)</p>
<p>IV-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p>	<p>IV-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p>
<p>(1) 主な着眼点</p> <p>金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業(第一種金融商品取引業に限る。IVにおいて同じ。)を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 主な着眼点</p> <p>金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業(第一種金融商品取引業に限る。IVにおいて同じ。)を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)</u>若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、<u>未遂罪</u>）の罪に問われた場合に留意すること。）</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>上記①から⑤までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p>	<p>む。）に処せられたことがないこと。</p> <p>禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>IV-2 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>IV-2-6 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて</p> <p><u>国際的に活動する金融商品取引業者グループの監督については、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行うこととする。ただし、合算自己資本及び所要自己資本（以下「合算自己資本等」という。）の計算については、当該計算の方法を継続して用いることを条件として、同指針Ⅱ-2-1（2）②（算定方法）の規定を適用することに代えて、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」という。）の規定を準用することができる。（ただし書きについては、平成20年3月末以降から適用）</u></p> <p><u>なお、同指針Ⅱ-2-1に規定する自己資本の適切性について、以下の点に留意して取り扱うものとする。</u></p> <p><u>国際的に活動する金融商品取引業者グループとは、以下の①に該当し、かつ、以下②又は③に該当するグループをいう。</u></p> <p><u>① 金融商品取引業者グループ内の以下（注）(a)に該当する者（以下「経営管理会社」という。）又は(b)に該当する者に、日本以外の国において有価証券関連業に係る海外拠点（駐在員事務所を除く。）を有する者があること。</u></p> <p><u>② 金融商品取引業者グループ内の以下（注）(a)又は(b)に該当する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者に限る。以下IV-2-6において同じ。）の固定資産等控除後自己資本が2,000億円以上であること。</u></p> <p><u>③ 海外進出先の監督当局から、グループとしての（連結ベース等での）財務の健全性についてのモニタリングを我が国で受けていることが求められていること。</u></p> <p><u>（注）金融商品取引業者グループとは、次の(a)及び(b)に該当する者（(c)又は(d)に該当する者がある場合には当該者を含む。）で構</u></p>	<p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>成される企業集団をいう（ただし経営管理会社が銀行又は銀行持株会社である場合を除く。）。</u></p> <p><u>(a) 国内に本店等を有する法人であって、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）のうちに、金融商品取引業者を含む者</u></p> <p><u>(b) 上記(a)に該当する者（経営管理会社）の子会社</u></p> <p><u>(c) 上記(a)に該当する者（経営管理会社）の関連会社（財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいう。）</u></p> <p><u>(d) 上記(a)から(c)までに該当する者のほか、内部管理に関する業務（法令遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務並びに電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務の一部又は全部をいう。）を(a)に該当する者又は(b)に該当する者である金融商品取引業者と共通の役員又は使用人が行っている会社</u></p> <p><u>(1) 金融コングロマリット監督指針Ⅱ－2－1（2）②に基づいて合算自己資本等を計算する場合において、グループ内の金融商品取引業者が自己資本規制告示第12条の規定に基づき内部管理モデル方式の承認を得ているときは、同方式を用いてグループとしての所要自己資本の額のうち市場リスク相当額を算出できるものとする。</u></p> <p><u>(2) 銀行持株会社告示を準用して合算自己資本等を計算する場合は、以下に掲げるところによることとする。</u></p> <p><u>① 銀行持株会社告示第2条に規定する第一基準（海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率基準）を適用すること。</u></p> <p><u>② 銀行持株会社告示第4条に規定する「規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引その他これに類似する取引」は、「トレーディング業務に係る取引」と読み替えること。</u></p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>③ <u>銀行持株会社告示第6条、第8条及び第20条の「他の金融機関」には、金融商品取引業者を含めること。</u></p> <p>④ <u>銀行持株会社告示第10条第3項に規定する「清算機関等」には、証券金融会社並びに商品取引所及び商品取引清算機関を含むこと。</u></p> <p>⑤ <u>マーケットリスク相当額は、自己資本規制告示第3章の規定に基づき計算した市場リスク相当額とすることができる。この場合において、同告示に基づき内部管理モデル方式の承認を得ている場合は、同方式を用いて市場リスク相当額を算出できるものとする。</u></p> <p>⑥ <u>銀行持株会社告示第73条の自行推計ボラティリティ調整率、第83条のエクスポージャー変動額推計モデル、第118条の内部格付手法、第217条の株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法、第275条のシナリオ法、第283条の粗利益配分手法及び第289条の先進的手法を用いる場合には、同告示における承認審査に代えて、同等の基準に基づく審査を受け、同基準を満たしたものと認められていること。</u> <u>(注) 信用リスクの算定に係る内部格付手法の予備計算については、銀行持株会社告示の適用時期から開始することとし、内部格付手法の適用は、平成21年3月末以降とする。</u></p> <p><u>(3) グループの経営管理会社又はグループ内の金融商品取引業者に対し、金商法第56条の2第1項又は第2項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。</u> <u>なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに自主的な改善を促すこととする。更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出することとする。</u></p>	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>① <u>金融商品取引業者グループの構成企業(同企業が金融機関である場合はその監督官庁名を併記。変更があった場合も遅滞なく報告。)</u></p> <p>② <u>金融商品取引業者グループのリスク管理方針(変更があった場合も遅滞なく報告。)</u></p> <p>③ <u>金融商品取引業者グループの予算配分・資金調達方針(年度ごとに報告。)</u></p> <p>④ <u>金融商品取引業者グループの自己資本、所要自己資本、自己資本規制比率(半期ごとに報告。)</u></p> <p>⑤ <u>金融商品取引業者グループの連結財務諸表(四半期ごとに報告。)</u></p> <p>⑥ <u>金融商品取引業者グループの主要なグループ内取引の状況(毎月報告。)</u></p> <p>⑦ <u>金融商品取引業者グループの自己資本規制比率(注)が120%を下回った旨の報告(120%を下回った場合、直ちに報告。)</u> <u>(注)銀行持株会社告示を準用して金融商品取引業者グループの連結自己資本比率を算出する場合には、同比率が8%を下回った旨の報告(8%を下回った場合、直ちに報告。)</u></p> <p><u>(4)銀行持株会社告示を準用して合算自己資本等を計算する金融商品取引業者グループに対しては、上記(3)の規定の適用にあたり、グループ内における統合的なリスク管理態勢を構築することにより、マーケットリスク相当額算定対象以外の資産及び負債に対する金利リスクや大口信用リスク等、連結自己資本比率に反映されないリスクをはじめ、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的・計量的に把握をしているか、また、こうして把握した総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本の維持が図られているかについて確認すること。</u></p> <p>IV-2-7 早期警戒制度</p> <p>(略)</p>	<p>IV-2-6 早期警戒制度</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>IV-3 業務の適切性</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-3 取引一任契約等</p> <p>(1) 関係外国証券業者との取引一任契約に係る留意事項 <u>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）</u>第16条第1項第8号口の規定に基づく契約を締結しようとする場合の届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>IV-3-1-6 業務継続体制（BCM）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、証券市場BCPフォーラム等における検討結果に基づき、金融商品取引業協会、他の証券会社等及び関係機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。 例えば、</p>	<p>IV-3 業務の適切性</p> <p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-1-3 取引一任契約等</p> <p>(1) 関係外国証券業者との取引一任契約に係る留意事項 <u>定義府令第16条第1項第8号口の規定に基づく契約を締結しようとする場合の届出の受理に関しては、以下の点に留意して行うものとする。</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>IV-3-1-6 業務継続体制（BCM）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にとって必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、証券市場BCPフォーラム等における検討結果に基づき、金融商品取引業協会、他の証券会社等及び関係機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。 例えば、</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>① 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。</p> <p>② コンピュータシステムセンター等の安全対策（必要に応じたバックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。</p> <p>③ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。</p> <p>④ 顧客の生活、経済活動及び金融商品市場の機能維持の観点から重要な業務（顧客に対する金銭の払出し、MRF又はMMFの解約、保護預り株式等の売却注文、信用取引、先物・オプション取引の決済のための注文及び既約定未受渡の取引の決済等）を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの目標時間が具体的に計画されているか。</p> <p>⑤ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。</p> <p>（参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月） 「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006年8月）</p> <p>このほか、<u>基本的には</u>Ⅲ－2－9に基づき、対応することとする。</p>	<p>① 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。</p> <p>② コンピュータシステムセンター等の安全対策（必要に応じたバックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。</p> <p>③ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。</p> <p>④ 顧客の生活、経済活動及び金融商品市場の機能維持の観点から重要な業務（顧客に対する金銭の払出し、MRF又はMMFの解約、保護預り株式等の売却注文、信用取引、先物・オプション取引の決済のための注文及び既約定未受渡の取引の決済等）を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの目標時間が具体的に計画されているか。</p> <p>⑤ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。</p> <p>（参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月） 「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006年8月）</p> <p>このほか、<u>基本的に</u>、Ⅲ－2－9に基づき、対応することとする。</p>
<p>IV－3－3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV－3－3－1 法令等遵守態勢</p> <p>店頭デリバティブ取引業者（金商法第2条第8項4号に掲げる行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が、店頭デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、店頭デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立する上</p>	<p>IV－3－3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV－3－3－1 法令等遵守態勢</p> <p>店頭デリバティブ取引業者（金商法第2条第8項4号に掲げる行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が、店頭デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、店頭デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立する上</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>で重要である。</p> <p>こうした店頭デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ－２－１における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p> <p>(1) <u>区分管理に係る留意事項</u></p> <p>店頭デリバティブ取引業者が通貨関連店頭デリバティブ取引等（金商業等府令第143条第3項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る金銭その他の保証金を管理する場合、以下の点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 金商業等府令第143条第1項第1号に定める信託（顧客区分管理信託）を、<u>金商法第43条の2第2項に定める信託（顧客分別金信託）と明確に区分して管理しているか。</u></p> <p>② 金商業等府令第143条の2第1項第6号に規定する個別顧客区分管理金額（顧客ごとに預託を受けた金銭又は保証金の額）及び顧客区分管理必要額（個別顧客区分管理金額の合計額）を適切に算定しているか。</p> <p>また、顧客区分管理必要額の計算に当たっては、顧客から預託を受けた金銭又は保証金に、次のイからハまでに掲げる額を加減算しているか。</p> <p>イ. 実現損益 ロ. 評価損益 ハ. スワップ損益</p> <p>③ 金商業等府令第143条の2第1項第6号の信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額に満たないこととなるかどうかの判定を、顧客区分管理必要額の計算基準となる時点の属する日本時間における日としているか。例えば、日本時間における特定の日の午前7時からその翌日（以下「計算日」という。）の午前7時までの取引について、計算日の午前7時を基準時点として顧客区分管理必要額</p>	<p>で重要である。</p> <p>こうした店頭デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ－２－１における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</p> <p>(1) <u>通貨関連店頭デリバティブ取引等業者の区分管理に係る留意事項</u></p> <p>店頭デリバティブ取引業者が通貨関連店頭デリバティブ取引等（金商業等府令第143条第3項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る金銭その他の保証金を管理する場合、以下の点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 金商業等府令第143条第1項第1号に定める信託（顧客区分管理信託）を、<u>金商業等府令第141条第1項に定める信託（顧客分別金信託）と明確に区分して管理しているか。</u></p> <p>② 金商業等府令第143条の2第1項第6号に規定する個別顧客区分管理金額（顧客ごとに預託を受けた金銭又は保証金の額）及び顧客区分管理必要額（個別顧客区分管理金額の合計額）を適切に算定しているか。</p> <p>また、顧客区分管理必要額の計算に当たっては、顧客から預託を受けた金銭又は保証金に、次のイからハまでに掲げる額を加減算しているか。</p> <p>イ. 実現損益 ロ. 評価損益 ハ. スワップ損益</p> <p>③ 金商業等府令第143条の2第1項第6号の信託財産の元本の評価額が顧客区分管理必要額に満たないこととなるかどうかの判定を、顧客区分管理必要額の計算基準となる時点の属する日本時間における日を基準日として行っているか。例えば、日本時間における特定の日の午前7時からその翌日（以下、<u>Ⅳ－３－３－１において「計算日」という。</u>）の午前7時までの取引について、計算日の午前7</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>の計算を行う場合には、計算日の翌日から起算して2営業日以内に不足額を追加しているか。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>① <u>区分管理状況の適切性を確認するため、少なくとも週1回、信託銀行発行の残高証明書等の顧客区分管理信託の残高を疎明する資料及びこれに対応する計算日における顧客区分管理必要額を算出した書面の提出を求めることとする。</u></p> <p>② <u>区分管理状況の適切性を確認するため、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めることとする。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>時を基準時点として顧客区分管理必要額の計算を行う場合には、計算日の翌日から起算して2営業日以内に不足額を追加しているか。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(2) <u>有価証券関連店頭デリバティブ取引業者の分別管理に係る留意事項</u> <u>店頭デリバティブ取引業者が有価証券関連店頭デリバティブ取引(金商業等府令第117条第1項第29号に規定する取引をいう。以下同じ。)に係る金銭その他の保証金を管理するにあたっての留意事項は、IV-3-3-1に準ずるほか、IV-3-3-1(1)②における必要額の計算に当たっては、金利調整額及び配当金調整額を加減算することに留意するものとする。</u></p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p>① <u>個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等及び有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、原則として週1回、信託銀行発行の残高証明書等の信託残高を疎明する資料及びこれに対応する計算日における管理必要額を算出した書面の提出を求めることとする。</u></p> <p>② <u>個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等及び有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めることとする。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p>(4) <u>有価証券関連店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項 個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引業者が、顧客に対して行う説明事項に係る留意事項は、上記(3)に準ずるものとする。</u></p>
<p>(4) ~ (7) (略)</p>	<p>(5) ~ (8) (略)</p>
<p>IV-3-3-4 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 顧客を相手方として行う通貨関連店頭デリバティブ取引(金商業等府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。)について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</p>	<p>IV-3-3-4 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 <u>個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引(金商業等府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。)</u>について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</p>
<p>(1) ~ (6) (略)</p>	<p>(1) ~ (6) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>IV-3-3-5 <u>有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢</u> <u>個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-4の各規定に準ずるものとする。</u></p>
<p>IV-4 諸手続(第一種金融商品取引業)</p>	<p>IV-4 諸手続(第一種金融商品取引業)</p>
<p>IV-4-1 登録</p>	<p>IV-4-1 登録</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 体制審査の項目 金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に</p>	<p>(2) 体制審査の項目 金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>あたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三. 禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、<u>未遂罪</u>）の罪に問われた場合に留意すること。）。</p> <p>（注）なお、金融商品取引業者の主要株主における上記②イから<u>二までの事項等を総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、結果的に金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、当該金融商品取引業者は「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>あたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p><u>二. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</u></p> <p>ホ. <u>禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。</u></p> <p>（注）なお、金融商品取引業者の主要株主における上記②イから<u>ホまでの事項等を総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、結果的に金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、当該金融商品取引業者は「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。</u></p> <p>(3) <u>業務の内容及び方法を記載した書類</u> <u>個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引及び有価証券関連店頭デリバティブ取引を取扱う場合は、業務の内容及び方法を記載した書類において、業として行うデリバティブ取引の種類欄にその旨が明確に記載されていることを確認するものとする。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等</p> <p>IV-4-2-1 認可</p> <p>私設取引システム(Proprietary Trading System; P T S)は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>① 私設取引システムに該当するか否かを判断する際には、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買の取次ぎを行い、又は他の単一の金融商品取引業者に有価証券の売買の取次ぎを行うシステムについては、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しないものとする。 (新設)</p> <p>ロ.・ハ. (略)</p> <p>② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 内部管理 当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備さ</p>	<p>(4)～(6) (略)</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等</p> <p>IV-4-2-1 認可</p> <p>私設取引システム(Proprietary Trading System; P T S)は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>① 私設取引システムに該当するか否かを判断する際には、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買の取次ぎを行い、又は他の単一の金融商品取引業者に有価証券の売買の取次ぎを行うシステムについては、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しないものとする。 <u>(注) たとえば、2の顧客の同数量の売り注文及び買い注文を、売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場に同時に取り次ぐシステムは、基本的に、私設取引システム及び取引所金融商品市場等に該当しない。一方、顧客注文を売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場に取り次ぐシステムであっても、システム内で注文の集約または相殺等を行うような場合は、私設取引システム又は取引所金融商品市場等に該当する可能性がある。</u></p> <p>ロ.・ハ. (略)</p> <p>② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 内部管理 当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備さ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>れているか。</p> <p>a.・b. (略)</p> <p>c. 当該業務においてインサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、<u>空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること</u>。また、当該事項が、金商業等府令第17条第12号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</p> <p>d.・e. (略)</p> <p>ロ.～ニ. (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>IV-4-2-4 累積投資業務に係る留意事項</p> <p>金商法第35条第1項第7号に規定する累積投資契約の締結業務の状況については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上場投資有価証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 買い付けられた上場投資証券は、顧客(上記③の場合において金融商品取引業者が顧客と共同で買付けた上場投資証券については、金融商品取引業者を含む。)が共同して持分権を取得(共有)し、払込金額(上記③の場合において金融商品取引業者が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。)の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた上場投資証券の名義は金融商品取引業者名義とするが、一の顧客の共有持分</p>	<p>れているか。</p> <p>a.・b. (略)</p> <p>c. 当該業務において<u>信用取引を取り扱わず、また、インサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、取引所金融商品市場で行えば空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること</u>。また、当該方法及び態勢が、金商業等府令第17条第12号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</p> <p>d.・e. (略)</p> <p>ロ.～ニ. (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>IV-4-2-4 累積投資業務に係る留意事項</p> <p>金商法第35条第1項第7号に規定する累積投資契約の締結業務の状況については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 上場投資有価証券の共同買付累積投資業務については、次によることができるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 買い付けられた上場投資証券は、顧客(上記③の場合において金融商品取引業者が顧客と共同で買付けた上場投資証券については、金融商品取引業者を含む。)が共同して持分権を取得(共有)し、払込金額(上記③の場合において金融商品取引業者が端数部分の金額を預かるものとするときには、当該金額を除く。)の割合に応じて持分を有するものとする。当該顧客が共同して買付けた上場投資証券の名義は金融商品取引業者名義とするが、一の顧客の共有持分</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>が単位口数に達した場合には、それ以降初めて到来する当該上場投資証券の発行投資法人の期末日等投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第77条の3第2項の規定に基づく基準日までに単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>が単位口数に達した場合には、それ以降初めて到来する当該上場投資証券の発行投資法人の期末日等投信法第77条の3第2項の規定に基づく基準日までに単位口に分割することとし、当該単位口については、本累積投資契約の適用を受けないこと。</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>IV-5 国際的に活動する金融商品取引業者グループについて</p> <p><u>大規模で複雑な業務を行う金融商品取引業者グループについては、リスクの集中によって、金融システムに与える潜在的なリスクが高まっている。一方、特に国際的に活動するグループを中心に、組織の巨大化・縦割り化に伴って、グループ全体の経営管理が難しくなり、グループ全体のリスクの所在についても不明確になってきている。</u></p> <p><u>したがって、国際的に活動する金融商品取引業者グループについては、適切な経営管理の下で、グループベースでの強固で包括的なリスク管理を徹底させることが重要であり、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえつつ、特に以下の点にも留意して監督を行うこととする。</u></p> <p><u>なお、「国際的に活動する金融商品取引業者グループ」とは、以下の①及び②に該当するグループをいう。</u></p> <p>① <u>金融商品取引業者グループ内の下記（注1）(a)に該当する者（以下「経営管理会社」という。）又は(b)に該当する者に、我が国以外の国・地域において有価証券関連業に係る海外拠点（駐在員事務所を除く。）を有する者がいること。</u></p> <p>② <u>金融商品取引業者グループ内の下記（注1）(a)又は(b)に該当する金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者に限る。以下IV-5において同じ。）の固定資産等控除後自己資本が2,000億円以上であること。</u></p> <p><u>（注1）金融商品取引業者グループとは、次の(a)及び(b)に該当する者（(c)又は(d)に該当する者がいる場合には当該者を含む。）</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p><u>で構成される企業集団をいう（ただし経営管理会社が銀行又は銀行持株会社である場合を除く。）。</u></p> <p><u>(a) 国内に本店等を有する法人であって、当該法人及び当該法人の子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）のうちに、金融商品取引業者を含む者</u></p> <p><u>(b) 上記(a)に該当する者（経営管理会社）の子会社</u></p> <p><u>(c) 上記(a)に該当する者（経営管理会社）の関連会社（財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいう。）</u></p> <p><u>(d) 上記(a)から(c)までに該当する者のほか、内部管理に関する業務（法令遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務並びに電子情報処理組織の保守及び管理に関する業務の一部又は全部をいう。）を(a)に該当する者又は(b)に該当する者である金融商品取引業者と共通の役員又は使用人が行っている会社</u></p> <p><u>(注2) 上記①に該当するが②には該当しないグループのうち、海外進出先の監督当局からグループとしての（連結ベース等での）財務の健全性についてのモニタリングを我が国で受けていることが求められているものについても、IV-5-3(2)を適用するものとする。</u></p> <p>IV-5-1 経営管理</p> <p><u>国際的に活動する金融商品取引業者グループの経営管理については、以下の点にも留意するものとする。</u></p> <p><u>① 経営管理会社の取締役は、海外拠点を含むグループ各社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか。</u></p> <p><u>② 経営管理会社は、グループが目指すべき全体像等に基づいた経営方針・経営計画を明確に定め、海外拠点を含むグループ全体に周知しているか。また、海外拠点を含めて計画の達成度合いを定期的に</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p><u>検証し、必要に応じ、その設置の意義やグループ内での位置づけを含め、見直しを行っているか。</u></p> <p>③ <u>経営管理会社は、国際的に活動する金融商品取引業者グループを形成することに伴う組織の複雑性の増大や、それに伴う経営管理の困難化について十分理解し、適切な経営管理態勢を整備しているか。特に、海外拠点の適切な運営を確保するための態勢として、経営管理会社による直接的な管理と海外拠点の経営陣への必要な権限の付与とを適切に組み合わせるとともに、かつ、責任分掌の明確化を図っているか。</u></p> <p>④ <u>経営管理会社は、海外拠点の業務内容やリスク特性等を勘案の上で、グループ全体または海外拠点の内部監査部門において適切に内部監査を実施する態勢を整備しているか。また、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。</u></p> <p>⑤ <u>経営管理会社は、海外拠点の位置づけやその業務戦略・業務計画を踏まえ、実際の業務内容やリスク特性等も勘案して、海外拠点における十分な内部管理態勢の整備を図っているか。</u></p> <p>⑥ <u>経営管理会社は、海外拠点を含むグループ全体の業務・財務内容を把握し、各拠点の抱えるリスクの特性を十分理解した上で、リスクの状況を適切に把握し、必要な対応を行っているか。</u></p> <p>IV-5-2 業務の適切性</p> <p><u>国際的に活動する金融商品取引業者グループの業務の適切性については、以下の点にも留意するものとする。</u></p> <p>① <u>グループ全体として各国の関連法令諸規則の遵守を徹底するため、海外拠点の規模や業務の特性にも応じて、たとえば必要な人的構成の確保（現地の関連法令諸規則に精通した役職員の配置等）や規程類の整備など、適切な法令等遵守態勢を確立しているか。経営管理会社は、継続的に、海外拠点等において十分な態勢が確保されているかを検証しているか。</u></p> <p>② <u>経営管理会社は、海外拠点等の役職員による現地の関係法令諸規</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新設)	<p>則の精通度合いを継続的に確認し、必要に応じて研修・教育を適切に実施するための態勢が確保されているかを検証しているか。</p> <p>③ 法令違反その他の不適切な業務運営を未然に防止する観点から、経営管理会社と海外拠点等の役割分担も明確にしつつ、営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢となっているか。</p> <p>④ 海外拠点における問題を把握した場合には、経営管理会社と海外拠点との間の情報共有及び必要な対応を迅速に行うとともに、我が国及び関連する監督当局にも速やかに報告を行う態勢を整備しているか。</p> <p>IV-5-3 自己資本の適切性・十分性</p> <p>(1) 国際的に活動する金融商品取引業者グループの自己資本の適切性(質)・十分性(量)については、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>① 経営管理会社は、海外拠点の財務状況を適切に把握し、自己資本の適切性・十分性を確保するために必要な態勢を整備しているか。</p> <p>② グループベースで自己資本の適切性・十分性に関するストレステストを行う際には、海外拠点のリスク特性や海外市場の状況についても適切に反映することとしているか。</p> <p>(2) 金融コングロマリット監督指針Ⅱ-2-1(2)②に基づいて合算自己資本及び所要自己資本(以下「合算自己資本等」という。)を計算する場合において、グループ内の金融商品取引業者が自己資本規制告示第12条の規定に基づき内部管理モデル方式の承認を得ているときは、同方式を用いてグループとしての所要自己資本の額のうち市場リスク相当額を算出できるものとする。</p> <p>(3) 合算自己資本等の計算については、当該計算の方法を継続して用いることを条件として、金融コングロマリット監督指針Ⅱ-2-1(2)②(算定方法)の規定を適用することに代えて、銀行法第52条の25の</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「銀行持株会社告示」という。）の規定を準用することができるものとする。</u></p> <p><u>銀行持株会社告示を準用して合算自己資本等を計算する場合は、以下に掲げるところによることとする。</u></p> <p>① <u>銀行持株会社告示第2条に規定する第一基準（海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社の連結自己資本比率基準）を適用すること。</u></p> <p>② <u>銀行持株会社告示第4条に規定する「規則第13条の6の3第2項に規定する特定取引その他これに類似する取引」は、「トレーディング業務に係る取引」と読み替えること。</u></p> <p>③ <u>銀行持株会社告示第6条、第8条及び第20条の「他の金融機関」には、金融商品取引業者を含めること。</u></p> <p>④ <u>銀行持株会社告示第10条第3項に規定する「清算機関等」には、証券金融会社並びに商品取引所及び商品取引清算機関を含むこと。</u></p> <p>⑤ <u>マーケットリスク相当額は、自己資本規制告示第3章の規定に基づき計算した市場リスク相当額とすることができる。この場合において、同告示に基づき内部管理モデル方式の承認を得ている場合は、同方式を用いて市場リスク相当額を算出できるものとする。</u></p> <p>⑥ <u>銀行持株会社告示第73条の自行推計ボラティリティ調整率、第83条のエクスポージャー変動額推計モデル、第118条の内部格付手法、第217条の株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法、第275条のシナリオ法、第283条の粗利益配分手法及び第289条の先進的手法を用いる場合には、同告示における承認審査に代えて、同等の基準に基づく審査を受け、同基準を満たしたものと認められていること。</u></p> <p><u>(4) 銀行持株会社告示を準用して合算自己資本等を計算する金融商品取引業者グループに対しては、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新設)	<p>号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」第7条から第9条までに規定する事項を参考に、必要な事項を適切に公表しているかについて、確認することとする。</p> <p><u>IV-5-4 リスク管理態勢</u></p> <p><u>国際的に活動する金融商品取引業者グループのリスク管理態勢については、グループの規模および業務の複雑性を踏まえ、第一種金融商品取引業者単体のリスク管理態勢に関する評価項目（IV-2-3からIV-2-5まで）に加えて、以下の点にも留意するものとする。</u></p> <p>① <u>グループベースで市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等の管理の枠組みを整備している場合、当該枠組みにおいて海外拠点の実際の業務内容やリスク特性等も勘案しており、かつ、海外拠点に特有のリスクを適切に考慮することとしているか。</u></p> <p>② <u>グループベースでのリスク管理の枠組みを適用する場合において、海外拠点が担う役割や海外拠点に適用される管理枠組みは、海外拠点のグループ内での位置づけや、実際の業務内容やリスク特性等を踏まえて妥当なものとなっているか。</u></p> <p>③ <u>グループベースで、ビジネスラインごとの縦割りの収益管理・リスク管理が行われている場合であっても、海外拠点等としても合理的に収益を確保し、リスクも適切に管理できる態勢を構築しているか。（継続的に赤字を計上するような体質の弱い海外拠点等はないか。）</u></p> <p>④ <u>日本拠点で約定した取引について海外拠点の勘定で管理する場合は、特に、グループ全体において、関連する海外拠点の位置づけを明確にした上で、グループベースのリスク管理の枠組みにおいて適切に管理しているか。また、経営管理会社と関連する海外拠点との間で、こうした取引に係る移転価格について、事前に、明確かつ合理的に設定しているか。</u></p> <p>⑤ <u>海外拠点が約定した取引について日本拠点の勘定で管理することがある場合は、上記③のほか、特に、日本拠点において当該取引</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新設)	<p><u>の内容・リスク等を適切に把握できる態勢となっているか。</u></p> <p><u>IV-5-4-1 統合リスク管理態勢</u></p> <p><u>銀行持株会社告示を準用して合算自己資本等を計算する金融商品取引業者グループに対しては、グループ内における統合的なリスク管理態勢を構築することにより、マーケットリスク相当額算定対象以外の資産及び負債に対する金利リスクや大口信用リスク等、連結自己資本比率に反映されないリスクをはじめ、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的・計量的に把握をしているか、また、こうして把握した総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本の維持が図られているかについて確認することとする。</u></p> <p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1及びⅢ-2-3を参照。</u></p>
(新設)	<p><u>IV-5-4-2 流動性リスク管理態勢</u></p> <p><u>国際的に活動する金融商品取引業者グループ(特に、銀行持株会社告示を準用して合算自己資本等を計算する金融商品取引業者グループ)の流動性管理については、以下の点にも留意するものとする。</u></p> <p><u>① 経営管理会社は、海外拠点を含むグループ全体の経営方針・経営戦略及び資金調達能力を反映して、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度及び流動性リスク管理の方針を明確に定めるとともに、定期的に見直しを行っているか。</u></p> <p><u>② 海外拠点を含むグループ全体について、流動性の状況を的確に把握し、リスク管理部門と連携して適切に管理する態勢を整備しているか。たとえば、ストレス時に流動性が影響を受ける度合いを勘案し、資金調達コスト等を定量化した上で、予算プロセス、業績測定及び新商品の承認等に活用する態勢となっているか。</u></p> <p><u>③ 海外拠点を含むグループ全体の資産の状況(資産の構成・特徴・分散の状況を踏まえ必要な安定資金の調達額)、現時点の資金調達の状況(調達源の構成・特徴・分散の状況)及び追加的な資金調達</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p>能力（保有資産に対する担保の状況や中央銀行等に担保として受け入れられる可能性を含む。）について、拠点及び通貨毎に、適切に把握できる態勢となっているか。</p> <p>④ 資金移動に関する法的・事務的な制約も考慮した上で、拠点毎の日中の流動性の状況及びリスクを適切に把握できる態勢となっているか。</p> <p>⑤ 経営管理会社は、把握されたグループ全体の流動性の状況を踏まえ、各資金調達手段から調達が可能な水準について定期的に確認を行うとともに、資金調達の手段や満期の分散化を進めるなど、必要な取組みを行っているか。</p> <p>⑥ 経営管理会社は、海外拠点を含むグループ全体の流動性の状況について、定期的に、海外拠点のリスク特性や海外市場の状況についても適切に反映したストレステストを行い、潜在的なリスクを特定しているか。</p> <p>⑦ 経営管理会社は、ストレステストの結果も踏まえ、ストレス時においても流動性を維持するための多様・緊急の資金調達手段等を明示し、具体的な手続等も定めたコンティンジェンシー・プランを策定しているか。また、コンティンジェンシー・プランが適切に機能することを確保するため、定期的に、その内容の確認及び必要な更新を行っているか。</p> <p>(注1) 経営管理会社は、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度、流動性リスク管理の方針及び流動性の状況について、国際的なベストプラクティスも踏まえつつ、積極的に、定期的な公表を行うことが望ましい。</p> <p>(注2) 着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-4及び金融検査マニュアルを参照。</p> <p>IV-5-5 報酬体系</p> <p>国際的に活動する金融商品取引業者グループにおいては、国際的な雇用・報酬慣行も勘案して、報酬体系の設計・運用を行うことが考えられ</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>る。一方、その設計・運用次第では、役職員によるリスクテイクへのインセンティブを高めることとなり、こうした傾向が過度なものとなれば、グループ全体のリスク管理等にとって重大な問題をもたらす可能性もある。</p> <p><u>国際的にも、金融安定理事会（Financial Stability Board）等の場において、金融機関の報酬体系の設計・運用に関する議論が進められており、国際的に活動する金融商品取引業者グループにおいては、こうした国際的動向も考慮しつつ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないよう確保していくことが必要である。こうしたことから、監督当局としてもこれらグループの報酬体系について、金融安定理事会における国際的な指針（注）等も踏まえつつ、特に以下の点に留意して監督することとする。実際の監督に当たっては、グループの規模、業務の複雑性及び海外拠点の設置状況等も踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。</u></p> <p><u>なお、報酬体系に関して役職員による過度なリスクテイクが誘発されるおそれのほか、雇用慣行や人事評価制度等に関連して同様のおそれが見られないか等についても、配意するものとする。また、経営者は経営管理を始めとして重要な職務を担っており、そのための報酬を受けていることを踏まえ、適切な経営を行うことを当然に求められていることに留意するものとする。</u></p> <p><u>（注）・金融安定化フォーラム「健全な報酬慣行に関する原則」（2009年4月）</u> <u>・金融安定理事会「健全な報酬慣行に関する原則」実施基準」（2009年9月）</u></p> <p>（1）報酬委員会等の役割</p> <p>① グループの役職員の報酬体系について、その状況を監視する委員会等その他報酬体系の適切な設計・運用を確保するために経営陣に対する必要な牽制機能を発揮できる態勢（以下「報酬委員会等」という。）を整備しているか。また、報酬委員会等は、その監視・牽</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>制機能を営業部門等（担当役員を含む。）から独立して発揮できるよう必要な権限や体制等を確保しているか。</p> <p>② 報酬委員会等は、報酬額全体の水準が、グループ全体の財務の健全性の現状及び将来見通しと整合的であり、将来の自己資本の十分に重大な影響を及ぼさないことを確認しているか。</p> <p>③ 報酬委員会等は、報酬体系の設計・運用の適切性の評価に関して、リスク管理部門と密接な連携を図る等、リスク管理の観点に十分留意しているか。</p> <p>④ 報酬委員会等は、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動したり、過度の成果主義を反映したりするといった問題が生じていないか等を確認しているか。</p> <p>(2) 報酬体系とリスク管理等との整合性</p> <p>① リスク管理部門やコンプライアンス部門の職員の報酬は、他の業務部門から独立して決定され、かつ、職責の重要性を適切に反映したものとなっているか。また、これら職員の報酬に係る業績の測定は、主として、リスク管理や法令等遵守の達成度に加え、リスク管理態勢や法令等遵守態勢の構築への貢献度が反映されたものとなっているか。</p> <p>② 役職員（職員においては、グループ全体のリスクテイクに重大な影響を与える職員。以下Ⅳ－５－５において同じ。）の報酬額に占める業績連動部分の割合は、役職員の職責や実際の業務内容のほか、グループ全体の財務の健全性やグループとして抱えることのできるリスクの程度に関する方針等も踏まえ、適切なものとなっているか。</p> <p>③ 役職員の報酬額のうち相当部分を業績連動とする場合は、報酬額が確定するまでの間に生じうる財務上のリスクへの対応状況（必要な自己資本や流動性の確保の見込み）を踏まえた設計となっているか。</p> <p>④ 役職員の報酬額のうち業績連動部分は、業績不振の場合には相当</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p><u>程度縮小する設計となっているか。</u></p> <p>⑤ <u>役職員の職責や実際の業務内容に応じて、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬支払方法（例えば、株式での支払いやストックオプションの付与）や、リスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬支払方法（例えば、株式で支払う場合の一定期間の譲渡制限、ストックオプションを付与する場合の権利行使時期の設定、報酬支払いの繰延べ・業績不振の場合の取戻し）を採用しているか。</u></p> <p>⑥ <u>リスク管理に悪影響を及ぼしかねない報酬体系（複数年にわたる賞与支払額の最低保証、高額な退職一時金制度等）については、適切な改善策を検討・実施しているか。</u></p> <p>⑦ <u>リスク管理と整合的な報酬体系を設計している場合であっても、役職員がその設計趣旨を損ないかねないような行為（表面的にリスクを減少させるような取引等）を行うおそれについて、適切に監視・牽制する態勢を整備しているか。</u></p> <p>(3) <u>報酬体系の設計・運用に関する公表</u> <u>例えば以下の項目のように、グループの報酬体系とリスク管理との整合性に関する有用な情報については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、積極的に公表することが望ましい。</u></p> <p>① <u>報酬委員会等に関する情報</u></p> <p>② <u>報酬体系の設計に関する重要な情報（特に業績連動部分について、業績の測定方法、報酬額への業績の反映方法及び支払方法の概要等）</u></p> <p>③ <u>報酬体系の運用に関する重要な情報（特に、役職員の報酬総額、そのうち業績連動部分の占める割合、実際の支払方法に関する事項等）</u></p> <p>IV-5-6 <u>監督手法・対応</u></p> <p>(1) <u>グループベースの経営管理、業務の適切性、自己資本の適切性・十</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>分性、リスク管理態勢及び報酬体系に関して、国際的な動向等を踏まえて特定される課題への対応状況について、定期的かつ継続的にヒアリングを行うこととする。また、海外当局との協力の枠組みを積極的に活用し、これを通じて把握した海外拠点に関する課題等について、深度あるヒアリングを行うこととする。</u></p> <p><u>(2) 経営管理会社又はグループ内の金融商品取引業者に対し、金商法第56条の2第1項又は第2項の規定に基づき以下の項目などについて報告を求めるとし、グループの財務の健全性等の把握に努めることとする。</u></p> <p><u>なお、グループの財務の健全性等について、改善が必要と認められる場合には、報告に基づく深度あるヒアリング等を通じて状況の把握に努めるとともに、自主的な改善を促すこととする。</u></p> <p><u>① 金融商品取引業者グループの構成企業（同企業が金融機関である場合はその監督官庁名を併記。変更があった場合も遅滞なく報告。）</u></p> <p><u>② 金融商品取引業者グループのリスク管理方針（変更があった場合も遅滞なく報告。）</u></p> <p><u>③ 金融商品取引業者グループの予算配分・資金調達方針（年度ごとに報告。）</u></p> <p><u>④ 金融商品取引業者グループの自己資本、所要自己資本、自己資本規制比率（半期ごとに報告。）</u></p> <p><u>⑤ 金融商品取引業者グループの連結財務諸表（四半期ごとに報告。）</u></p> <p><u>⑥ 金融商品取引業者グループの主要なグループ内取引の状況（毎月報告。）</u></p> <p><u>⑦ 金融商品取引業者グループの自己資本規制比率（注）が120%を下回った旨の報告（120%を下回った場合、直ちに報告。）</u></p> <p><u>（注）銀行持株会社告示を準用して金融商品取引業者グループの連結自己資本比率を算出する場合には、同比率が8%を下回った旨の報告（8%を下回った場合、直ちに報告。）</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p>(3) <u>上記(1)のオフサイト・モニタリング、検査結果及び事故届出等により、経営管理会社又は金融商品取引業者の業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、金商法第56条の2第1項又は第2項の規定に基づき報告を求める((2)に掲げる項目を除く。)</u></p> <p>(4) <u>上記(2)、(3)の報告を踏まえ、更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p><u>IV-6 外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について</u></p> <p><u>外国持株会社等グループ(金融コングロマリット監督指針I-1(4)に記載する「外国持株会社等グループ」をいう。以下IV-6において同じ。)においては、グループ本部等(グループ全体または日本拠点を含むグループ各社を管理・統括する立場にある社をいう。以下IV-6において同じ。)が行う経営管理やリスク管理に関する問題が顕在化することとなれば、当該グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者にも、直接の影響が及ぶおそれがある。過去には、資金調達の相当部分を市場に依存しつつ、過度なレバレッジにより業務を拡大していた金融機関グループにおいて、不十分なリスク管理の下で過大な短期利益の追求が行われたこと等を背景として、財務の健全性や流動性に問題を抱えることとなったものも見られ、その日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務の継続性に深刻な影響が及んだ例もある。</u></p> <p><u>したがって、外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者について、IV-1からIV-4までの項目に沿って監督を行う際には、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえるとともに、特に以下の点にも留意することとする。</u></p> <p><u>なお、外国持株会社等グループの態様は様々であり、リスクの特性や波及過程の多様性を反映して、グループ全体の管理態勢も異なる特色を</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p>	<p>有している。日本拠点が担う役割等についても、相応の人員・資産規模を有しているものやリスクの大きいビジネスモデルを展開しているものもあれば、人員・資産ともに小規模であって主に母国向けのサービスに特化しているものもある。また、国内拠点である第一種金融商品取引業者が外国法人の支店等の形態をとる場合は、我が国の金融商品取引法その他の関連法令諸規則が直接的に適用されない場合がある外国法人に直接従属するといった特性にも、注意が必要である。こうしたことから、実際の監督に当たっては、各グループの経営上の特色や日本拠点の業務等の特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないように留意することとする。</p> <p>IV-6-1 経営管理</p> <p>外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の経営管理については、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>① グループ本部等が策定するグループ全体の経営方針・経営計画等において、日本拠点を設置する意義やそのグループ内での位置づけが明確にされているか。日本拠点の業務戦略・業務計画は、こうしたグループ全体の方針・計画と整合的であり、かつ、持続可能なものとなっているか。</p> <p>② グループ本部等と日本拠点の経営陣との間で責任分掌の明確化が図られるとともに、グループ本部等から日本拠点の経営陣に付与された権限は日本拠点の適切な運営を確保するために必要なものとなっているか。また、日本拠点内においても、経営陣が適切な経営管理を行えるよう、権限及び責任が適切に配分されているか。</p> <p>③ 日本拠点の内部監査部門は、日本拠点の業務内容やリスク特性等を勘案の上で、適切に内部監査を実施する態勢となっているか。また、日本拠点の経営陣は、内部監査の結果等を踏まえて適切な措置を講じているか。</p> <p>④ 日本拠点の内部管理態勢は、グループ内での日本拠点の位置づけやその業務戦略・業務計画を踏まえ、実際の業務内容やリスク特性</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新設)	<p>等も勘案して、十分なものとなっているか。</p> <p>⑤ <u>グループ本部等は、日本拠点の業務・財務内容を把握し、日本拠点の抱えるリスクの特性を十分に理解した上で、日本拠点のリスクの状況を適切に把握し、必要な対応を行うこととなっているか。</u></p> <p>⑥ <u>日本拠点の経営陣は、上記①～⑤に照らして不十分な点がないかを確認し、必要に応じ、グループ本部等と協議の上で適切に対応しているか。</u></p> <p>IV-6-2 業務の適切性</p> <p><u>外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務の適切性については、以下の点にも留意するものとする。</u></p> <p><u>(注) 日本拠点として、第一種金融商品取引業者のほかに銀行等も設置されており、両社を兼職する役職員がある場合における業務の適切性等については、別途、IV-3-1-4を参照。</u></p> <p>① <u>金商法その他の関連法令諸規則の遵守を徹底するため、日本拠点として、たとえば必要な人的構成の確保や規程類の整備など、適切な法令等遵守態勢を確立しているか。特に、グループ本部等が我が国の金商法その他の関連法令諸規則や取引慣行に精通していない可能性も踏まえ、それらに精通した役職員の配置等の対応を行っているか。</u></p> <p>② <u>日本拠点の役職員による金商法その他の関連法令諸規則の精進度合いを継続的に確認し、必要に応じて研修・教育を適切に実施するための態勢を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>法令違反その他の不適切な業務運営を未然に防止する観点から、グループ本部等と日本拠点の役割分担も明確にしつつ、日本拠点が営業部門等への牽制機能や監視機能を適切に発揮できる態勢となっているか。</u></p> <p>④ <u>日本拠点における問題を把握した場合には、グループ本部等と日本拠点との間の情報共有及び必要な対応を迅速に行うとともに、我が国及び関連する監督当局にも速やかに報告を行う態勢を整備し</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新設)	<p>ているか。</p> <p><u>IV-6-3 自己資本の適切性・十分性</u> <u>外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の自己資本の適切性(質)・十分性(量)については、以下の点にも留意するものとする。</u></p> <p>① <u>グループ本部等において、日本拠点の財務状況を適切に把握し、自己資本の適切性・十分性を確保するために必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>グループ内取引が相当規模に達しているような日本拠点においては、日本拠点の自己資本の適切性・十分性の確保にあたり、グループ全体の自己資本の適切性・十分性も考慮しているか。</u></p> <p>③ <u>自己資本の適切性・十分性に関するストレステストやコンティンジェンシープランの策定等をグループベースで行う場合、日本拠点のリスク特性や我が国市場の状況を適切に反映しているか。</u></p> <p>④ <u>日本拠点の自己資本の適切性・十分性を検証する際には、海外拠点の勘定を用いて行われる取引に係るリスクのうち、潜在的に日本拠点に帰着しうるリスク等についても、適切に反映しているか。</u></p>
(新設)	<p><u>IV-6-4 リスク管理態勢</u> <u>外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者のリスク管理態勢については、グループの規模および業務の複雑性を踏まえ、日本拠点である第一種金融商品取引業者単体のリスク管理態勢に関する評価項目(IV-2-3からIV-2-5まで)に加えて、以下の点にも留意するものとする。</u></p> <p>① <u>グループベースで市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等の管理の枠組みが整備されている場合、当該枠組みにおいて日本拠点の実際の業務内容やリスク特性等も勘案しており、かつ、日本拠点に特有のリスクを適切に考慮することとしているか。</u></p> <p>② <u>グループベースでのリスク管理の枠組みを適用する場合におい</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新設)	<p>て、日本拠点が担う役割や日本拠点に適用される管理枠組みは、日本拠点のグループ内での位置づけや、実際の業務内容やリスク特性等を踏まえて妥当なものとなっているか。</p> <p>③ <u>グループベースで、ビジネスラインごとの縦割りの収益管理・リスク管理が行われている場合であっても、日本拠点としても合理的に収益を確保し、リスクも適切に管理できる態勢となっているか。</u> (日本拠点として、継続的に赤字を計上するような体質となっていないか。)</p> <p>④ <u>日本拠点で約定した取引について海外拠点の勘定で管理する場合は、特に、グループ全体における日本拠点の位置づけを明確にした上で、グループベースのリスク管理の枠組みにおいて日本拠点が適切な役割を担っているか。また、グループ本部等と日本拠点との間で、こうした取引に係る移転価格について、事前に、明確かつ合理的に設定しているか。</u></p> <p>⑤ <u>海外拠点が約定した取引について日本拠点の勘定で管理することがある場合は、上記④のほか、特に日本拠点において、当該取引の内容・リスク等を適切に把握し、適切に管理を行う態勢となっているか。</u></p> <p>IV-6-4-1 <u>流動性リスク管理態勢</u> <u>外国持株会社等グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者の流動性リスク管理態勢については、以下の点にも留意するものとする。</u></p> <p>① <u>グループ本部等において、日本拠点の財務状況を適切に把握し、流動性の適切性・十分性を確保するために必要な態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>特にグループ内取引が相当規模に達しているような日本拠点においては、日本拠点の流動性の適切性・十分性の確保にあたり、グループ全体の流動性の適切性・十分性も考慮しているか。また、ストレス時におけるグループ全体の流動性への影響見込みも踏まえ、</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
(新設)	<p><u>日本拠点として業務継続が可能な日数を想定した上で、コンティンジェンシープランの策定等の必要な対応を行っているか。</u></p> <p>③ <u>流動性の適切性・十分性に関するストレステストやコンティンジェンシープランの策定等をグループベースで行う場合、日本拠点のリスク特性や我が国市場の状況を適切に反映しているか。</u></p> <p>④ <u>日本拠点の流動性の適切性・十分性を検証する際には、海外拠点の勘定を用いて行われる取引に係るリスクのうち、潜在的に日本拠点に帰着しうるリスク等についても、適切に反映しているか。</u></p> <p>IV-6-5 報酬体系</p> <p><u>外国持株会社等グループの報酬体系の設計・運用については、一義的には母国当局において、役職員によるリスクテイクへのインセンティブが過度なものとならないよう、グループベースで適切な監督が行われるものである。</u></p> <p><u>一方、母国当局による監督に適切に協力する等の観点から、日本拠点である第一種金融商品取引業者の報酬体系の設計・運用の状況についても、モニタリングを行うこととする。特に、日本拠点の役職員による過度なリスクテイクを誘発するおそれ等が見られる場合は、リスク管理上の問題についてより深度ある検証を行うとともに、母国当局に対する積極的な問題提起など、必要な対応を行っていくこととする。</u></p> <p><u>(注) 当該モニタリングを行うに当たっての着眼点については、必要に応じ、上記IV-5-5を参照。</u></p>
(新設)	<p>IV-6-6 監督手法・対応</p> <p><u>(1) 日本拠点である第一種金融商品業者の経営管理、業務の適切性、自己資本の適切性・十分性、リスク管理態勢及び報酬体系に関して、当該日本拠点の業務等の特性も踏まえつつ、必要に応じ、定期的かつ継続的にヒアリングを行うこととする。また、グループ本部等と直接的に対話を行う機会をとらえ、グループ全体及び日本拠点における課題</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V-1 経営管理（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（第二種金融商品取引業に限る。Vにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</p> <p>①～④ （略） （新設）</p> <p>___ 禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せら</p>	<p><u>等に関する認識の共有に努める。さらに、海外当局との協力の枠組みを積極的に活用し、これを通じて把握したグループ全体の課題等について、日本拠点に関する対応状況について深度あるヒアリングを行うこととする。</u></p> <p><u>（2）上記（1）のオフサイト・モニタリング、検査結果及び事故届出等により、日本拠点である第一種金融商品取引業者の業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、金商法第56条の2第1項又は第2項の規定に基づき報告を求める。更に、その改善のために必要と認められる場合には、金商法第51条等の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。</u></p> <p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V-1 経営管理（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p> <p>（1）主な着眼点 金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（第二種金融商品取引業に限る。Vにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。</p> <p>①～④ （略）</p> <p><u>⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</u></p> <p>___ 禁錮以上の刑（<u>これに相当する外国の法令による刑を含む。</u>）に</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>れたことがないこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、<u>未遂罪</u>）の罪に問われた場合に留意すること。）。</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>上記①から⑤までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>なお、個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記着眼点に照らして検証し、法人の場合と同様、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成の有無を判断し、必要な監督対応を講じるものとする。</p>	<p>処せられたことがないこと（特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの<u>未遂</u>）の罪に問われた場合に留意すること。）。</p> <p>(2) 監督手法・対応</p> <p>上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。</p> <p>ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>なお、個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記着眼点に照らして検証し、法人の場合と同様、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成の有無を判断し、必要な監督対応を講じるものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 説明書類に係る留意事項</p> <p>① <u>金商法第46条の4に規定する説明書類については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあることとする。</u></p> <p>② <u>「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法並びに内部監査体制について、記載することとする。</u></p> <p>③ <u>説明書類については、各市場デリバティブ取引業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。</u></p> <p>④ <u>説明書類については、法令に規定する事項に、各市場デリバティブ取引業者の判断で、開示すべき事項を追加することは妨げないものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>V-2-3 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について</p> <p>金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も最低資本金規制（個人にあつては、営業保証金規制）のみであり、純財産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産手続・再生手続・更正手続の開始の申立て（以下「破産等手続開始の申立て」という。）を行うお</p>	<p>V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 説明書類に係る留意事項</p> <p><u>「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法並びに内部監査体制について、記載することとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>V-2-3 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について</p> <p>金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も最低資本金規制（個人にあつては、営業保証金規制）のみであり、純財産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産手続・再生手続・更正手続の開始の申立て（以下「破産等手続開始の申立て」という。）を行うお</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>それに留意が必要である。</p> <p>こうした点を踏まえ、監督当局において破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、Ⅲ－３－２に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者保護の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方針について調整を行うこととする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>V－3 諸手続 (第二種金融商品取引業)</p>	<p>それに留意が必要である。また、例えば金融商品取引業者が債務超過状態にあり、支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合には、<u>投資者保護の観点からの対応の必要性について十分に検証するため、事実確認等に努めていくことが必要である。</u></p> <p>こうした点を踏まえ、監督当局において<u>金融商品取引業者が債務超過等により支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合や、破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、Ⅲ－３－２に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者保護の確保に努めるものとする。</u></p> <p>なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方針について調整を行うこととする。</p> <p>(1) 金融商品取引業者に財務上の問題を把握した場合の対応</p> <p>① <u>対象業者の財務の状況、顧客との契約の状況(みなし有価証券販売業者等にあっては取り扱っているファンドが現に行っている事業の状況を、信託受益権販売業者にあっては取り扱っている信託受益権の原資産の状況を含む。)をヒアリングし、事実確認を行うとともに、支払い不能に陥るおそれを解消するための方策の策定を促す。</u></p> <p>② <u>ヒアリングの結果、投資者保護上問題が生じていることが判明した場合は、事実関係及び当該状況の解消策等について、速やかに、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を発出する。</u></p> <p>③ <u>報告の受領後は、解消策の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、改善が見られない場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>V－3 諸手続 (第二種金融商品取引業)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>V-3-1 登録 (1) 体制審査の項目 金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ~ハ. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三. 禁錮以上の刑(相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと(特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、<u>未遂罪</u>)の罪に問われた場合に留意すること。)</p> <p>(注)個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記①及び②に掲げる項目に照らし検証するものとする。</p> <p><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)</u></p> <p>VI-1 経営管理(投資運用業)</p>	<p>V-3-1 登録 (1) 体制審査の項目 金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ~ハ. (略)</p> <p>二. <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)</u>若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと。</p> <p>ホ. 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと(特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂)の罪に問われた場合に留意すること。)</p> <p>(注)個人である金融商品取引業者の場合は、当該個人の資質について上記①及び②に掲げる項目に照らし検証するものとする。</p> <p><u>VI. 監督上の評価項目と諸手続(投資運用業)</u></p> <p>VI-1 経営管理(投資運用業)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>VI-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p> <p>(1) 主な着眼点 金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（投資運用業に限る。VIにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。 ①～④ （略） （新設）</p> <p>— 禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、<u>恐喝未遂罪</u>）の罪に問われた場合に留意すること。）。</p> <p>(2) 監督手法・対応 上記①から⑤までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。 ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の</p>	<p>VI-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成</p> <p>(1) 主な着眼点 金融商品取引業者の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品取引業（投資運用業に限る。VIにおいて同じ。）を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。 ①～④ （略） ⑤ <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。</u></p> <p>— 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、<u>恐喝及びこれらの未遂</u>）の罪に問われた場合に留意すること。）。</p> <p>(2) 監督手法・対応 上記①から⑥までに掲げる要素は、金融商品取引業者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者と認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは金融商品取引業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。 ただし、金融商品取引業者の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、金融商品取引業者の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する金融商品取引業者の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第56条の2第1項の</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性</p> <p>（新設）</p>	<p>規定に基づき報告を求めるものとする。</p> <p>報告徴求の結果、金融商品取引業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。</p> <p>また、報告徴求の結果、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p> <p>VI-2 業務の適切性（投資運用業）</p> <p>VI-2-3 投資信託委託業等に係る業務の適切性</p> <p><u>VI-2-3-4 投資信託委託会社の業務継続体制（BCM）</u></p> <p><u>（1）意義・対応</u></p> <p><u>金融商品市場の仲介者として、重要な役割を果たしている投資信託委託会社においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが、国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management；BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management；CM）マニュアルの策定等を行っておくことが必要である。こうした観点から、投資信託委託会社の監督に当たっては、その業容に応じ、例えば以下の点に留意して、その適切性について検証することとする。</u></p> <p><u>（2）主な着眼点</u></p> <p><u>業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、金融システムの機能の維持にと</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>って必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、金融商品取引業協会、証券会社等及び関係機関等と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。</p> <p>例えば、</p> <p>① 災害等に備えた顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。</p> <p>② コンピュータシステムセンター等の安全対策（必要に応じたバックアップセンターの配置、要員・通信回線確保等）は講じられているか。</p> <p>③ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。</p> <p>④ 顧客の生活、経済活動及び金融商品市場の機能維持の観点から重要な業務（投資信託（MMF、MRFを含む。）の解約注文に伴う解約口数の集計、連絡業務（販売会社からの解約連絡受付、集計、受託銀行への連絡等）、基準価額の算出、発表業務、既存ポジションの把握、必要最小限の運用指図業務及び直販顧客に係る解約業務（直販顧客からの解約受付等窓口業務）並びにこれらの業務を遂行するための法令対応（有価証券届出書等の作成・提出等も含む。）、組織管理、システム管理及び危機管理業務等（顧客説明業務を含む。))を、暫定的な手段（手作業、バックアップセンターにおける処理等）により再開（リカバリー）するまでの目標時間が具体的に計画されているか。</p> <p>⑤ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。</p> <p>（参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月） 「業務継続のための基本原則」（ジョイント・フォーラム、2006年8月）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>VI-2-5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項</p> <p>VI-2-5-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他 ①～⑥ (略) (新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>VI-3 諸手続(投資運用業)</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>(1) 体制審査の項目 金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適</p>	<p><u>このほか、基本的に、Ⅲ-2-9に基づき、対応することとする。</u></p> <p>VI-2-5 不動産関連ファンド運用業者に関する特に留意すべき事項</p> <p>VI-2-5-3 不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他 ①～⑥ (略) ⑦ <u>不動産に対する自己投資を行う場合の留意点</u> <u>不動産関連ファンド運用業者が、自己勘定で不動産投資(不動産信託受益権・組合持分に対する投資を含む。)を行う場合であって、例えば、転売目的等の取引を純資産額を超える規模で、頻繁かつ継続的に行うようなときは、兼業承認を要する場合があることに留意する。</u> <u>また、当該業務を承認するに当たっては、損失の危険が純財産額に照らして適当なものか、損失の危険の管理態勢が十分構築されているかといった点について、確認することとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>VI-3 諸手続(投資運用業)</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-1 投資運用業</p> <p>(1) 体制審査の項目 金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三. <u>禁錮以上の刑（相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪に問われた場合に留意すること。）。</u></p> <p>(注) なお、金融商品取引業者の主要株主における上記②イから二までの事項等を総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、結果的に金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、当該金融商品取引業者は「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>VI-3-2 承認及び届出等</p>	<p>確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>二. <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと。</u></p> <p>ホ. <u>禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたこと（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）。</u></p> <p>(注) なお、金融商品取引業者の主要株主における上記②イからホまでの事項等を総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、結果的に金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、当該金融商品取引業者は「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>VI-3-2 承認及び届出等</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>VI-3-2-7 外国投資法人に関する届出書の記載要領 外国投資法人に関する届出書の投信法第220条第1項各号及び投信法施行規則第261条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 資産の管理及び運用に関する事項 ① 資産の管理に関する事項 イ. (略) (新設)</p> <p>ロ. (略)</p> <p>② 資産の運用に関する事項 イ. ~ニ. (略) (新設)</p> <p>(4) ~ (9) (略)</p>	<p>VI-3-2-7 外国投資法人に関する届出書の記載要領 外国投資法人に関する届出書の投信法第220条第1項各号及び投信法施行規則第261条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 資産の管理及び運用に関する事項 ① 資産の管理に関する事項 イ. (略) ロ. <u>資産保管会社又はこれに相当する者については、名称、資本金の額及び事業の内容並びに業務の概要を記載すること。</u></p> <p>ハ. (略)</p> <p>② 資産の運用に関する事項 イ. ~ニ. (略) ホ. <u>資産運用会社又はこれに相当する者については、名称、資本金の額及び事業の内容並びに業務の概要を記載すること。</u></p> <p>(4) ~ (9) (略)</p>
<p><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></p> <p>VII-2 業務の適切性（投資助言・代理業）</p> <p>VII-2-3 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について 金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も営業保証金規制のみであり、純財産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産等手続開始の申立てを行うおそれに留意が必要である。</p>	<p><u>VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業）</u></p> <p>VII-2 業務の適切性（投資助言・代理業）</p> <p>VII-2-3 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について 金融商品取引業者は、個人であっても参入が可能であるほか、財務上の規制も営業保証金規制のみであり、純財産額規制や自己資本規制比率に係るモニタリングの対象とはされていない。従って、監督部局がその財務状況を的確に把握するに至る段階までに、金融商品取引業者において破産等手続開始の申立てを行うおそれに留意が必要である。<u>また、例</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>こうした点を踏まえ、監督当局において破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、Ⅲ－３－２に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者保護の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方針について調整を行うこととする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>IX. 監督上の評価項目と諸手続 (適格機関投資家等特例業務等)</p> <p>IX－1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p>	<p>例えば金融商品取引業者が債務超過状態にあり、支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合には、<u>投資者保護の観点からの対応の必要性について十分に検証するため、事実確認等に努めていく必要がある。</u></p> <p>こうした点を踏まえ、監督当局において<u>金融商品取引業者が債務超過等により支払い不能に陥るおそれがあることを把握した場合や、破産等手続開始の申立てに関する届出を受け、又は破産等手続開始の申立てに至るおそれを把握した場合等には、Ⅲ－３－２に加えて以下のような対応を行うことにより、投資者保護の確保に努めるものとする。</u></p> <p>なお、財務局においては、個別事案ごとに実態に即した対応に努めることとするほか、金融庁に対し、当該個別事案に係る事実関係及び対応方針を速やかに連絡し、対応方針について調整を行うこととする。</p> <p>(1) 金融商品取引業者に財務上の問題を把握した場合の対応</p> <p>① <u>対象業者の財務の状況、顧客との契約の状況 (契約期間や報酬、クーリングオフ対象契約料の保全状況等) をヒアリングし、事実確認を行うとともに、支払い不能に陥るおそれを解消するための方策の策定を促す。</u></p> <p>② <u>ヒアリングの結果、投資者保護上問題が生じていることが判明した場合は、事実関係及び当該状況の解消策等について、速やかに、金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴求命令を発出する。</u></p> <p>③ <u>報告の受領後は、解消策の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、改善が見られない場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応も検討するものとする。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>IX. 監督上の評価項目と諸手続 (適格機関投資家等特例業務等)</p> <p>IX－1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>IX-1-2 実態把握</p> <p>適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者又は特例投資運用業者（改正法附則第48条第1項に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務に関する適切な状況把握を行うため、以下の事項に関し、金商法第63条第7項及び改正法附則第48条第3項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。</p> <p>【国内所在の金商法第63条第1項第1号に規定する業務を行う者へのモニタリング（ファンド毎に実施）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ファンド名 ② ファンドの種類 ③ 投資対象 ④ 運用財産額又は運用財産予定額 ⑤ 募集等額 <p>【国内所在の金商法第63条第1項第2号に規定する業務を行う者及び特例投資運用業者へのモニタリング（ファンド毎に実施）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ファンド名 ② ファンドの種類 ③ 投資対象 ④ 運用財産額 ⑤ 純財産額 	<p>IX-1-2 実態把握</p> <p>適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者又は特例投資運用業者（改正法附則第48条第1項に規定する業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務に関する適切な状況把握を行うため、以下の事項に関し、金商法第63条第7項又は改正法附則第48条第3項の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。</p> <p>【国内所在の金商法第63条第1項第1号に規定する業務を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ファンド名 ② 業者区分 ③ 取り扱う業務 ④ ファンド持分の法的形態 ⑤ 運用期間に関する事項（設定日及び運用期間満了日） ⑥ 販売形態 ⑦ 権利者に関する事項 ⑧ 直近1年間の募集等の額 ⑨ 運用財産額に関する事項 ⑩ 純財産額に関する事項 ⑪ 商品分類に関する事項 ⑫ 投資対象に関する事項 <p>【国内所在の金商法第63条第1項第2号に規定する業務を行う者及び特例投資運用業者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ファンド名 ② 業者区分 ③ 取り扱う業務 ④ ファンド持分の法的形態 ⑤ 運用期間に関する事項（設定日及び運用期間満了日）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p>XI-1 業務の適切性（金融商品仲介業者） 金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-6（1）②を除く。）及びⅣ-3-1（Ⅳ-3-1-2（2）、Ⅳ-3-1-3（1）及び（2）並びにⅣ-3-1-6を除く。）に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。 なお、Ⅳ-3-1-2（4）の債券とは、金商業等府令第281条第7号に規定する有価証券をいい、同（4）③イ及びロの理論価格、並びに同（4）③ロ及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 各金融商品仲介業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）</u></p> <p>XII-3 諸手続（証券金融会社）</p> <p>XII-3-1 免許の審査基準</p>	<p style="text-align: center;"><u>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</u></p> <p style="text-align: center;">⑥ 権利者に関する事項 ⑦ 運用財産額に関する事項 ⑧ 純財産額に関する事項 ⑨ 商品分類に関する事項 ⑩ 投資対象に関する事項</p> <p>XI-1 業務の適切性（金融商品仲介業者） 金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-6（1）②を除く。）及びⅣ-3-1（Ⅳ-3-1-2（2）、Ⅳ-3-1-3（1）及び（2）並びにⅣ-3-1-6を除く。）に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。 なお、Ⅳ-3-1-2（4）の債券とは、金商業等府令第281条第7号に規定する有価証券をいい、同（4）③イ及びロの理論価格、並びに同（4）③ロ及び二の社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>必要に応じ</u>、各金融商品仲介業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>XII. 監督上の評価項目と諸手続（証券金融会社）</u></p> <p>XII-3 諸手続（証券金融会社）</p> <p>XII-3-1 免許の審査基準</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(1) 人的構成 金商法第156条の25第1項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、証券金融会社としての社会的信用を損なうおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三. 禁錮以上の刑(相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと(特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、<u>未遂罪</u>)の罪に問われた場合に留意すること。)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 人的構成 金商法第156条の25第1項に規定する人的構成の適格性については、次に掲げる事項をもって判断することとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 暴力団員との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、証券金融会社としての社会的信用を損なうおそれがあると認められることはないか。</p> <p>イ. ～ハ. (略)</p> <p><u>ニ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の2第7項の規定を除く。)若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと。</u></p> <p><u>ホ. 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたこと(特に、刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂)の罪に問われた場合に留意すること。)</u></p> <p>(2) (略)</p>